

山形県災害派遣福祉チーム員養成研修実施及びチーム員登録要領

(目的)

第1 この要領は、山形県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「チーム設置運営要領」という。）第1の規定に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）が実施するチーム員養成研修（以下「養成研修」という。）の実施及びチーム員登録について定め、チーム員となる者が、業務遂行上必要な知識及び技術を身に付けること等を目的とする。

(受講対象者)

第2 研修の受講対象者は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会構成団体の会員施設職員、山形県災害派遣福祉チーム員登録者、福祉避難所に登録している施設の職員、その他災害時の要配慮者支援対策に関わる関係者等とする。

(研修の種類等)

第3 研修は次に掲げるものとし、その内容は別に定める。

- (1) 基礎研修 新たにチーム員となろうとする者等が受講する研修
- (2) スキルアップ研修 基礎研修修了者を対象とした技術向上に関する研修

(研修の方法)

第4 研修は、講義及び演習により行い、必要に応じて訓練により行うものとする。

(補講の実施)

第5 協議会は、受講者がやむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合に補講を行う事ができる。

(チーム員の登録)

第6 協議会は、チームへの協力が可能な施設等から提出される山形県災害派遣福祉チーム員候補者登録簿に記載された職員等（以下「登録者」という。）をチーム員として登録する。
2 協議会は、登録者に対し、山形県災害派遣福祉チーム員登録証（様式第1号）を交付するものとする。

(登録者名簿の管理)

第7 協議会は、登録者について、山形県災害派遣福祉チーム員登録者名簿（様式第2号。以下「チーム員登録者名簿」という。）を作成し、管理するものとする。

(登録内容の変更等)

第8 登録者は、登録の内容（氏名、所属施設、(団体)等）に変更が生じたとき又はチーム員の登録を辞退するときは、登録事項変更等届出書（様式第3号）により、原則として所属する施設等を経由して協議会に届け出るものとする。
2 協議会は、前項の届出があったときは、チーム員登録者名簿を更新するものとする。

(附 則)

この要領は、令和3年9月15日から施行する。

(様式第1号)

山形県災害派遣福祉チーム員登録証

登録番号 第 号
登録日 年 月 日

氏 名

(生年月日 年 月 日)

山形県災害派遣福祉チーム員養成研修実施及びチーム員登録要領第6に掲げる山形県災害派遣福祉チーム員として登録されていることを証明する。

山形県知事 ○○ ○○

